

事 務 連 絡

平成17年3月8日

各都道府県・保健所設置市

自動車リサイクル法担当課（室）御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室  
経済産業省製造産業局自動車課

#### 登録・許可業者名簿の自治体ホームページ上での公開について

自動車リサイクル法が全面施行しておりますが、各自治体におかれましては円滑な施行と運用にご協力いただきありがとうございます。

さて、本法では、登録又は許可を受けた者以外は使用済自動車、解体自動車を扱ってはならないものであることから、登録又は許可を受けた者が誰であることを一般に明示し、無登録・無許可業者に使用済自動車等が引き渡されることのないよう措置することが重要です。

この観点から、各登録・許可業者の一覧（下記事項を参照）を自治体のHP等で公開することは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）第3条第1項に規定する「利用目的」の範囲内であると思料されますが、本法は国の行政機関を対象としたものであるため、各自治体で制定される条例に基づきつつ、可能な限り積極的に公開されるようお願いいたします。

なお、登録については、自動車リサイクル法において登録簿を一般の閲覧に供しなければならないこととされていますので、確実にご対応いただくようお願いいたします。

最終所有者や関係事業者からの使用済自動車等の引渡しが適正に行われるよう対処方よろしくお願い致します。

#### 記

- ①登録番号又は許可番号
- ②登録日又は許可日、有効期限
- ③法人名又は氏名
- ④代表者氏名
- ⑤住所
- ⑥電話番号
- ⑦業種（引取、フロン、解体、破砕前、破砕の別）
- ⑧事業所の名称
- ⑨事業所の住所
- ⑩事業所の電話番号